

三井組銀行設立・正金兌換証券発行の計画

山 口 和 雄

はじめに

三井文庫には膨大な史料・文献や貴重な美術工芸品・切手の類とともに、古貨幣・古紙幣も多く所蔵されている。私は本年（昭和六一年）九月、その方面の権威である日銀の郡司勇夫氏にお出でを願つてその点検と若干の整理をした。その際、太政官札・新紙幣・国立銀行紙幣等の明治初期の紙幣とともに出てきたのが明治四年（一八七二）七月三井組銀行を設立し、発行しようとした兌換証券の雛形図である。三井組銀行の設立計画については、『三井銀行八十年史』等にも記されているので、私も知っていたが、その際発行しようとした兌換証券の雛形図をみたのは郡司さんも私も初めてであった。

それが契機となつて、三井組銀行設立・正貨兌換証券発行の計画と、それが中止となり、大蔵省発換証券の発行にいたるまでの過程について一応の研究をし、その結果を史料紹介に重点をおきながら述べたのが本稿である。

明治四年（一八七一）七月、為換座三井組は惣頭三井八郎右衛門名代三野村利左衛門の名義で「新貨幣銀行」を設立し、「真貨兌換の証券」を発行したい旨を大蔵省に願い出た。この願書は、本文の「新貨幣銀行願書」に「証券製造注文高調書」、「証券發行手続概略」、「正金兌換証券難形註訳」を添付したもので、「難形註訳」には「官許正金兌換券」として二十五円券の難形図も添えられている（卷頭写真参照）。原文は三井文庫に所蔵されているので、まずそれを示すと次のとおりである。⁽¹⁾

上 新貨幣銀行願書

御一新以來追々西洋諸州之規例を御參照被為在、財政之要務漸々御更張相成、隨而物貨流通之方法をも御世話被為在候義ハ、實ニ難有次第之御義奉存候。就而愚考仕候に、其國之昌盛は人之勉強に帰し候事にて、國民各能其職業に勉力いたし、次第ニ分業之効力相立候様立至候ハは、自今物産増殖いたし、商賈繁盛に成行候は申迄も無之理にして、能此理を拡充して其要旨を達せしむるは、第一貨幣通用之便利なる有之候事と奉存候。方今新貨幣御發行之公布も被為在、通宝之眞理暎明に御諭告相成、旧來之染習御一洗之機会に際し、私共店中一同右為替座御用被仰付候義は誠以感佩之至奉存候。乍去尚再三謙度仕候處、現今御国商民共ハ唯眼前之細利に拘泥いたし、共同之公益に着目不仕より偶会社等取設け候而も、動もすれば相歎嘆する弊害而已にて、到底眞美之營業いたし兼、或は交通之道を妨げ、貿易上抒別而時々多少之損耗有之、自然一般之流融を塞き候場合に立至り候は偏に慨歎之至に奉存候。幸に斯之隆盛之運に会し、百事御舉行之今日に至り、独り商民知識之開明せざるより、隆渥之鴻恩にも奉報答兼候義は如

三井組銀行設立・正金兌換証券発行の計画（山口）

何にも憤恨之次第に付、此度同苗中申合、東京府下及各開港場に於て銀行開展仕、追々歐羅巴及米利堅等成熟之良法を斟酌いたし、真成確實之營業仕、聊流通之便利を資け候様仕度志願三御座候。就而は銀行必用之貞貨兌換之証券を製造いたし、便宜發行候様仕度候間、何卒御允可被成下置度、依而証券注文員數并發行手続証券雑形等相添奉願上候。以上

明治四年辛未七月 日

御為換座

三井惣頭

八郎右衛門名代

三野村利左衛門印

大藏省御中

証券製造注文高調書

一金三百萬円

此証

一円之証券 百二十万円

此紙數 合紙二テ 三十万枚 但一枚二付

証券ニテ 百二十万葉 四葉摺之積

五円之証券 八十万円

此紙數 合紙ニテ 四万枚 但右同断

証券ニテ 十六万葉

十円之証券 五十万円

此紙數	合紙二テ	一万二千五百枚	但右同断
証券ニテ	合紙二テ	五万葉	
此紙數	合紙二テ	五千枚	
二十五円之証券 <small>(二十円之証券 三仕度候事張紙)</small>		五十万円	
員數	三百萬円		
紙數	合紙二テ	三十五万七千五百枚	
証券ニテ	合紙二テ	二万葉	但右同断
製造入費積	証券ニテ	百四十三万葉	
原版彫刻料	一種三千円宛		
一 一万二千円	四種ノ彫刻代		
摺立料			
一 一万九千六百六十二円半	合紙三十五万七千五百枚之摺立代		
原紙料	合紙千枚二付五十五円宛		
一 二千八百二十四円二分五厘	合紙右同断之紙代		
合計三万四千四百八十六円七分五厘	合紙千枚二付七円九分宛		
是を真貨に直し一割之差有之ものとして	但米国紙幣代価之積		
米貨ニテ三万千〇三十八円余			

三井組銀行設立・正金兌換証券発行の計画（山口）

是を墨西可ドルラルにして又五分之差あるものとして

墨西可銀ニテ二万九千四百八十六円余

右は製造之費用凡積之總額ニ候間、差向墨西可銀一万円横浜東洋銀行為替を以て米國紐約府へ相廻し注文金に充て、残金は追々相廻し候様仕度、尤右注文製造方之義は御掛之官員方即今同府御滞在中之趣ニ付、毎事御願申上度、就而は右証券製造之会社と注文約定等之義も都而官府之御手続を以御取計被成下、製造済原版其外取締方并輸送等まで同様之御処置奉願上候。以上

未七月

御為換座

三井惣頭

八郎右衛門名代

三野村利左衛門㊞

大蔵省御中

証券發行手続概略

爰に製造発行を奉願候証券は、全く真貨兌換之ものに付、跡發行之際に当り候而ハ、普通之方法を以て準備之真貨を貯蓄いたし、時々御檢閲を受け、都而御制度を恪守仕、決而兌換渋滞無之候様可仕候事。

但証券發行之員數ハ準備金之積額に応し、証券一円に付正金七千五百円之割合を不躊躇可仕候。尤右兌換之義は東京大元方ハ勿論外同苗中之保証担保ニ候間、準備金不足之分ハ抵當として確実之静產物差上候様可仕候事。

此証券を發行するハ東京を根本とし、準備金ハ都而根本之地に充実候様可致、尤も融通便利之為め京都大坂横浜神戸及其次節之都合によりて各開港場其外へも相及し、均しく交通兌換を得候様可仕、且準備金は時々各地之景況を通知し、送金又ハ為替之法を以聊差支無之様可仕候事。

東京大元方は勿論、各地出店之場處共、証券發行之勘定書準備金之總額各地為替之模様預り金貨附金等之諸簿冊ハ明瞭に仕立置、何時なりとも御檢閲を受け可申、尤も御拝図に従ひ、常に統計表を製し、毎月又ハ何月限といたし、出入之計算を一目瞭然に取調

差上候様可仕候事。

証券注文高は別紙員數書之通、其体裁彫刻画図書込文字等都而雑形并注証書之通製造仕度、就而是凡積代金を以当地にて相顧、即今利堅紐約府に於て御注文御製造被為在候官府之楮幣同様之御手続にて、賈作御取締筋迄御整理被成可、急速出来候様御处置被下度候事。

發行之員數は凡百五十万より二百万円を目途といたし候得共、手摺又ハ損破之手当として別紙之通製造仕度、尚精細之員數は發行之際に臨み可申上候事。

此証券は英國政府之銀行バンクオブエングランド發行之法に倣ひ、内地一般之諸税公之上納物其外借貸商壳共交通候様御允可被成下度候事。賈造偽作御取締之義は都而政府之法令を以て御処分被下度候事。

証券製造済にて發行之節は、別段精緻なる調印いたし、番号其外書入等も細密ニいたし、兼而賈偽之予防可仕、且各地にて發行之分ハ各分別相成候様小印可致積ニ御座候。尤右等は其時々取調可奉伺候事。

此度創立之銀行開展之上は、同所用之諸簿冊及為替預り金手形其外公用之書類は都而西洋各國銀行普通之例格を参考致し、見込取調伺之上取究候様可仕候事。

都而証券發行ニ付實際施為之諸規則及此度建造之銀行に於て取扱可申業体等ハ、追々手続取調時々伺之上取扱可申事。

右は方法目途之概略、前書數款之通り御允裁被下置、早々製造相成候様御処置被下度奉願上候。以上

明治四年辛未七月

日

御為替座

三井惣頭

八郎右衛門名代

三野村利左衛門印

大藏省御中

正金兌換証券雑形註記

表面

別紙雑形の通の横額を彫刻し、其中に横行隸書にて官許云々の文書を書入れ、其両脇に証券の金高を御国語并西洋数字にて現し、但此員數は一円五円拾円二拾五円（二拾円・張紙）之四種とも同様之振合に仕度候。其縁の模様ハ西洋小紋形にして、極て緻密の彫刻に相成候様仕度候。但し横額と官許云々の文字等恐多き次第に候得共全く正金同様之証券ニ付何卒御許允被下度候。額面の下に此正金兌換之証券云々之文字を行書にて明瞭に彫刻し、特許の次第を確実に形出して人の信拠を徵し候様仕度義ニ御座候。額面と右文字との間中央の上に大蔵省検査印と信印の雑形を糊附せしハ、此証券出来済発行之際に当り溢出御取締、及人民の証拠を厚するため御手数之至にハ候得共毎紙の御検印を相顧度心得にて見込相立候義に御座候。尚御法則も被為在候ハハ可然御処置被下度候。

右文字の下に印版の雑形を糊附せしハ、証券出来之上密に贋造等予防之ため精細の印を刻し製紙に押印いたし度、尤印中の文字ハ篆書の分り易き様なる文字を用ひ候心得に御座候。

右印の下に三井組銀行之字は四角なる篆書にいたし、是又分り易き様彫刻可仕候。但此文字は彩欄中の模様にして原紙に彫刻仕積ニ御座候。

彩欄は都而西洋普通之品を用ひ、格好よく極精細に彫刻仕度候。
証券の番号ハ金高の下へ双方の文字にて彫刻し、製紙之後番号の数字ハ書入れ候様仕度候。

但製紙の番号ハ此外に彩欄の外へ西洋字のみにて彫刻仕度候。
右番号の下印章の両脇に小縁をいたし置候は、八郎右門次郎右工門之写真を彫刻仕候積に御座候。
其上に東京の小印形を糊附いたし候は、証券発行之節各地の印分明にいたし度積に御座候。尤京都大坂横浜神戸とも同様之積ニ御座候。

裏面

上方額には贋造御取締のため此証券を贋造する者云々の文字彫刻を御免許被下度、又下の下方額には正金兌換を公告のため此証券持參の者へは云々と彫刻仕度候。四角に角切の方面に金高を現し、上の二箇を御国語、下の二箇を西洋数字を用ひ、其模様は

表面金高の周囲と同様にいたし、其間の両側には金銀新貨幣の真形を描出仕度候。裏面周囲の彩欄も表面と同しく西洋風にて極緻密にいたし空白なき様に彫刻仕度候。

裏面中央小点線の中は、東京の景色最上の地を四ヶ處写真いたし、其中に元方總裁の者両三人の写真を加へ、四通りとも模様を異にし、四種に相用ひ候積に御座候。

但表裏面とも写真之義は出来次第差上置候様可仕奉存候。

証券出来済發行之節元帳に引合、毎紙割印一ヶ所相用、且都合により表面印章之両脇へ頭取支配人等之名前を書入候積三御座候得共、右は出来之上取納可申上候。

紙之方法は二十五円十円券共巾凡曲尺六寸七分一トール堅九サンチメートル五円一円券共巾凡五寸九分五厘一トール堅八サンチメートル半に製造仕度、乍去もし紙幣製造会社の工業都合によりて各種寸法異り候而ハ差支候ハは四種共二十五円之寸法同様にて製造仕度候。

証券の摺色ハ是非とも四種を各様にいたし度、尤も写真三回画金高之桿及書込文字彩欄と一面に三様に摺立度、もし右様に摺立出来兼ね候とも、一種宛色替りに相成候へ様仕度、尤も摺色は実地之都合も有之候得とも、概ネ黒薄藍色甫黃濃茶等之内にて御撰御用ひ被下度候。

製造之後印章を押し候に尋常之朱肉にては西洋紙へは色合見吉敷相成候様奉存候。就而は如何之都合にいたし可然哉、製造元にて御取調被下、仕方御差図被下度候。尤番号書入は尋常の墨にて差支有之間敷哉、又は前段用意いたし候義三候哉、是又御調之上御差図被下度候。

紙は米國に於て紙幣に用ゆる普通之上物を相用ひ候様仕度奉存候。

右は証券雑形之手続概略申上候。尤も写真之義は出来次第御備として差上候様可仕候得共、何卒来月上旬之郵船便にて御申通被成下、至急製造相成候様仕度候間、早々御許可被成下候様奉願上候以上。

明治四年辛未七月

大蔵省御中

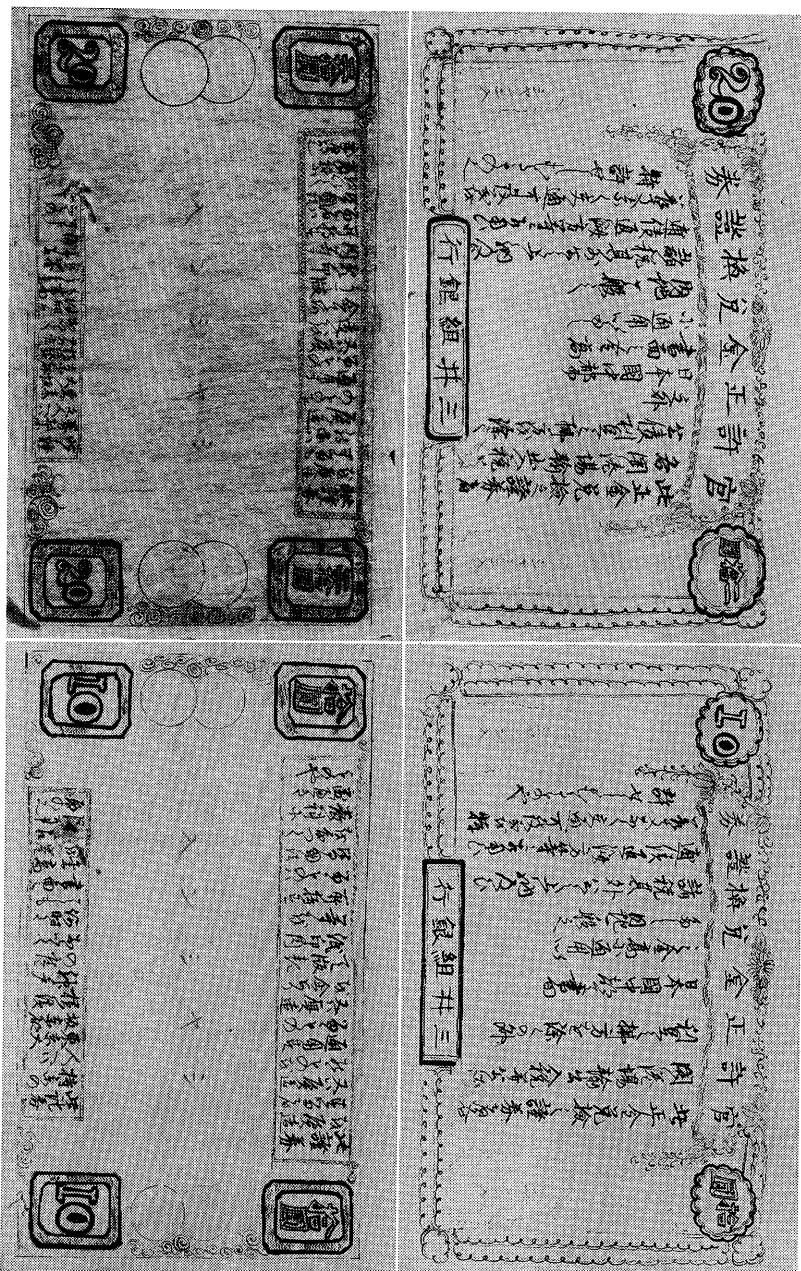
八郎右衛門名代
三野村利左衛門印

さきに記したように、右の「正金兌換証券雑形註記」には二十五円券の図形が添えられているが、二十五円券はまもなく二十円券に変更され、十円・五円・一円の三券とともに製造・発行する予定であったことは前掲の文書の示すところである。また同年八月からは五十銭・二十銭の小証券も製造する予定であった。三井文庫には別に二十円・十円・一円・五十銭の四券の雑形図も残されている。⁽²⁾ 貨幣史上めづらしい資料と思われる所以それらも次に掲げておく。

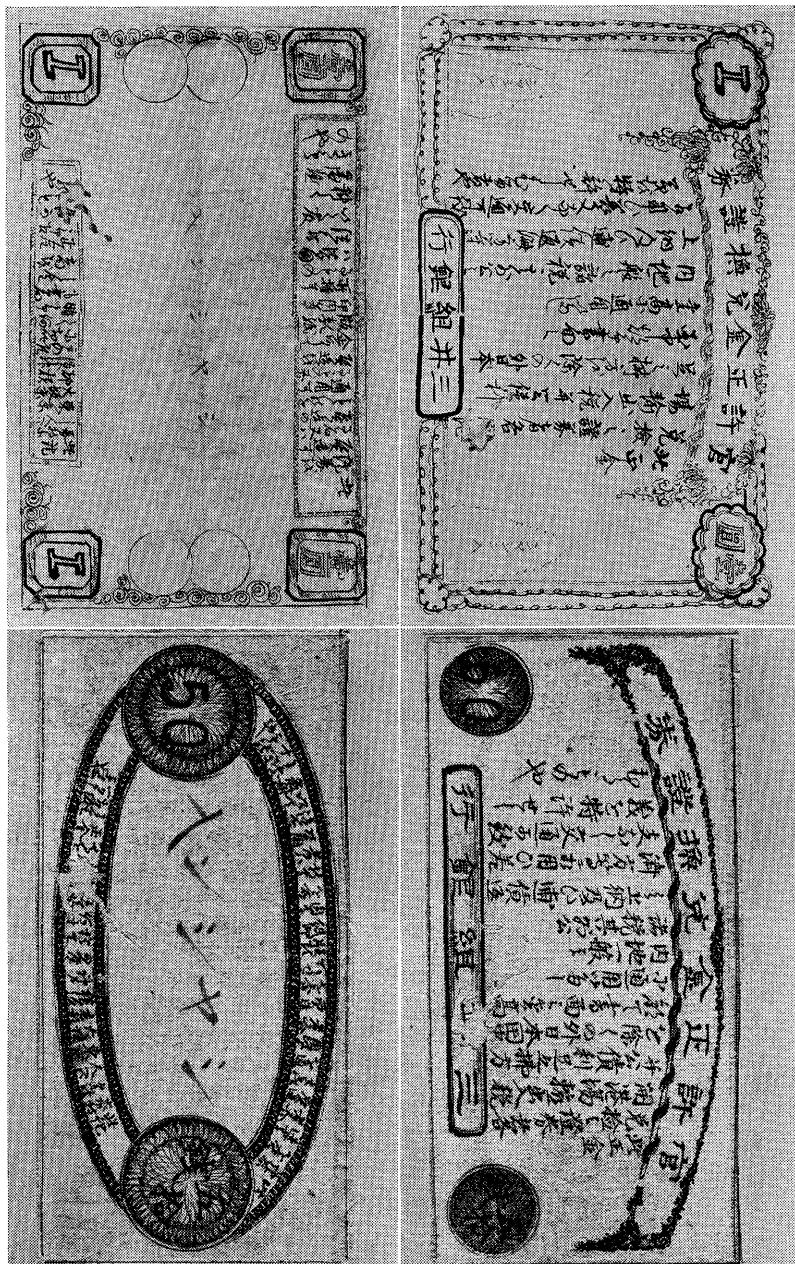
- (1) 三井文庫所蔵史科 追一六二二五
(2) 三井文庫所蔵未整理史料 幣の六二

二

ところで、龍門社編『渋沢栄一伝記資料』には右に示した「新貨幣銀行願書」以下三つの文書（「証券発行手続概略」を欠く）が「渋沢子爵家所蔵文書」として収録されている⁽¹⁾。両者を比較してみると、三井文庫の方が原本であるので、願書の上に「上」の字が記され、「三井惣頭八郎右衛門名代三野村利左衛門」の下にはいざれも印が押されている。そのほか細部の点で多少表現の異なるところもあるが、両者は同一内容の文書であるとみてよい。ただ、三井文庫のものには二十五円券の図形が添えられているが、『伝記資料』の方にはそれは印刷されていない。なお、『伝記資料』では右の願書その他の草稿が渋沢栄一の直筆の文書であり、「註記」も一部栄一の筆である旨が指摘されている。残念なこと



三井組銀行設立・正金兌換証券発行の計画（山口）



に、この「渋沢子爵家所蔵文書」は現在所在不明で見ることはできないが、渋沢の直筆であることはまちがいないと思われる。⁽³⁾ 当時渋沢は大蔵少丞（四年八月大蔵大丞に昇任）として大蔵省の有力幹部であったのであるから、大蔵省としても三井組銀行の設立を支援する方向にあつたものと思われる。

さらに右の願書で注目すべき点は、新銀行は「真貨兌換の証券」を「英國政府之銀行バンクオブエングランド發行之法に倣ひ」發行し、準備金を「証券一萬円に付正金七千五百円之割合」とするとしていることである。よく知られているように、當時大蔵省ではアメリカのナショナルバンクの制度に倣つて日本でも国立銀行を設立し、その銀行紙幣を發行すべきだとする伊藤博文らの主張とイギリスのイングランド銀行のような銀行を設立し、金兌換の銀行券を發行すべきだとする吉田清成らの主張が対立していた。伊藤は當時大蔵少輔、明治三年一一月から翌四年五月にかけてアメリカへ出張、彼地のナショナルバンクの制度を調査研究し、日本でもこの銀行制度を採用すべきことを強く主張した。吉田清成は弘化二年（一八四五）生まれ、鹿児島出身、藩留学生として七年間にわたり英米に留学し、政治経済学より銀行保険事業までの研究をして明治三年帰朝した。翌四年二月大蔵省御用掛となり、イングランド銀行のような金券銀行を設立すべきであるとの主張を展開した。

ところで、前掲の三井組銀行設立願書等に示されたところによると、この願書の意図するところは吉田案に近いものであつたといえよう。⁽⁵⁾

さて、三井組より以上のような願書を提出された大蔵省では直ちに正院に裏議し、同年七月二十九日允許を得たので、八月三日三井組に次のように達した。

書面願之趣聞届候。金券ノ儀は当省ヨリ米国滞留ノ官吏へ申達、同國において製造方為取計、成功到着之上相渡可遣候事

三井組銀行設立・正金兌換証券発行の計画（山口）

それとともに、大蔵省は八月六日付を以て証券の製造注文方を米国に出張中の出納正中島信行・大蔵省出仕吉田二郎あてに依頼した。⁽⁶⁾ なお、同じ八月六日には渋沢栄一が在米中の中島・吉田あてに書簡を送り、三井組銀行の兌換証券製造についても詳細に説明し依頼している。この書簡のうち本件に関する部分を示すと次のとおりである。⁽⁷⁾

備尚更御勞申上候義は、此便大久保卿并ニ井上大輔より申上候三ッ井八郎右衛門同次郎右衛門より願立候正金兌換証券製造之義何卒御苦勞之次第可然御取扱、速に製造相成候様奉願上候。表向は大久保井上より申上候得共、其美大隈伊藤杯決議之事にて、御承知之通現今為替会社も有之候得共、兎角真成之成立無観束、幸ひ三井方小生も頻に骨折世話いたし候處、大ニ氣込よろしく、是非店中戮力いたし真実之バンク創立之見込相立、開運橋にて地所を拝下ケ凡三四万兩余之西洋両替屋風之家屋出来いたし、大ニ銀行之事營業之目途にて差向正金兌換証券製造之義願出候手続に相連ひ實に好機会に候間夫々論述、速ニ政府之許可を蒙り、則此度別紙之通製造方両兄へ申上候次第に相成候義に御座候。右願立之旨趣ハ別紙三井より差出候書類にて御了承可被下候。

別紙には注文金紙幣製造三付而注文金此度差進候分一万弗と認有之候得共、一時には右様無之而も可然と存候。米銀三千百九十五弗即ち別紙横浜東洋銀行より紐約府出店へ為替手形を以差上候間御受取可被下候。製造代金ハ惣べ高何程ニ相成候哉尚御取調早々御申越被下度候。

約定はナショナルバンクノートコンペニーコルレンシーナリコンチネンタルバンク社中にても両君担当之御見込にて御取究被下度、尤一切最前再度洋文翻訳文にて差上候官府之約定書同様之御取計ニ被成度候。

寸法格好文字画図等ハ夫々相添差上候間可然御取計被下度候。尤彩欄之処ハ御見計之上彫刻御申付可被下候。

員數は二十円十円五円一円ニ而三百萬と有之候得共、尚五拾万円は五拾錢三而三拾万円、二十錢にて十万円、拾錢にて十万円、ベ五拾万円製仕度、尤顧此便間ニ合兼候間次便三願済取計可申上、就而ハ予め七種ニ而金高三百五拾万円と見做し、約定其外御取究被下度候。但寸法画図は別紙ニ有之候。書入文字は都而同様に仕度候事。

彫刻画図ニ相用ひ候写真表面は三井父子之眞影相ニいたし、裏面は風景にて相用候積に御座候。但表面は各種とも同様ニいたし、裏面ハ七種とも景色を異にし候様之繪書入文字は都而同様之積、裏面之貨幣真図も七種とも同様いたし度、彩欄は御見計にて各種同体にても、少し異り候而もよろしく候。寸法ハ別紙寸法書之通、夫も實際御差支に候ハ、如何様にてもよろしく候。色分は七種とも各様之色ニ相成候様仕度候。其辺可然

御取計被下度候。

右は三井より申立候書面にて悉敷記載有之候得共、為念小生よりも註訟申上候次第に候間、何卒御配算早々製造相成候様御取計
被下、且詰りハ官府之品も同様に候間全く最前之紙幣と同船之御処置を以御取扱之程奉願上候。

(中略)

未八月四日

中島作太郎様

吉田二郎様

渋沢栄一 花押

このようにして、渋沢の熱心な斡旋もあって、三井組では海運橋兜町のところの地所の払い下げを受け、「凡三四万
両余之西洋両替屋風之家屋」を建設するとともに、⁽⁸⁾政府の名を以て在米中の中島・吉田の兩人を通じ米国の紙幣会社に
二十円以下の正貨兌換証券三五〇万円を注文するまでになった。

- (1) 『渋沢栄一伝記資料』第三巻一一五~一一九頁。
- (2) 同上書 第三巻二一九頁。
- (3) この部分の直接の編纂担当者は主任の土屋喬雄博士であった。
- (4) 『渋沢栄一伝記資料』第三巻二二三頁。
- (5) 三井組銀行設立の構想が吉田案に近いからといって、直ちに中央銀行の設立ということにはならない。この点については
『日本銀行百年史』第一巻三五~三八頁の「三井金券銀行の性格」を参照されたい。
- (6) 『渋沢栄一伝記資料』第三巻二二一頁。
- (7) 井上侯關係文書六(三井文庫所蔵W-14-16-20)
- (8) この海運橋三井組ハウスは清水喜助の設計施工による五階建木造洋館で、明治四年一二月二八日に上棟式を挙行した

（『三井銀行八十年史』六〇一頁）。その写真は、錦絵とともに三野村清一郎著『三野村利左衛門伝』の巻頭に掲げられる。

三

ところが、その後大蔵省の省議が変更され、同年一〇月一三日付の公文でこの決定は中止ということになった。⁽¹⁾しからば、なぜこのように変更されたか。『三井銀行八十年史』は「米国滞留之官員」とは当時大蔵少輔の職にあつた伊藤博文で、その伊藤の反対により中止となつたとし⁽²⁾、『三井銀行一〇〇年のあゆみ』や『三井両替店』も「アメリカへ出張中の伊藤博文の強い主張にもとづき、アメリカ流の国立銀行制度を採用したためである」としている。『三野村利左衛門伝』にも次のように記されている。

「ところが、三井単独の銀行——三井組バンク創設は、思わぬ障害に逢つて、当初の計画はそのままでは実現できなかつた。大蔵省では井上や渋沢らの考えていた英國流の私立銀行制度に対しても、在米の伊藤博文が米国国立銀行制度の採用を主張する意見が漸次勢いを得て政府の方針も一変し、為換店三井組に対する銀行設立の内認可指令を取り消し、方針の決定を今後の研究課題とした。」⁽⁴⁾

しかし、伊藤博文はすでに四年五月九日に米国から帰朝していたのであるから⁽⁵⁾、「アメリカへ出張中」とか、「在米の」とかいうのは誤りである。帰朝後伊藤は同年五月一九日、造幣寮職員と技師長キンドルとの問題で大阪に赴いて斡旋し、六月三日一時帰京したが、六月二〇日新貨幣の問題とオリエンタル・バンクに対する支払残額の清算の件等を処理するため再び大阪に出張を命ぜられ、以後暫らくの間は大阪に在住し、同年七月二八日には租税頭、八月五日には造幣頭兼務を命ぜられている。⁽⁶⁾

三井組銀行の設立・正貨兌換証券の発行が政府によつて認可され、その証券を米国に注文するまでになつたのは前記したようく八月初めで、伊藤が大阪に滯在中のことであつた。三井八郎右衛門名代三野村利左衛門に許可の通知を申し渡した席上には、大蔵卿大久保利通以下大隈重信・井上馨・渋沢栄一が立会つたが、伊藤は「大阪表江御出張中ニ付御出勤無之」⁽⁷⁾かつた。その後八月二七日伊藤は大阪から帰り、九月一日には銀行設立問題を検討する大蔵省首脳の会議が開かれた。席上伊藤は国立銀行紙幣の発行を重ねて強く主張し、ついに三井組銀行の設立・正貨兌換証券発行の政府決定を中止せしめるにいたつた。⁽⁸⁾もつとも、そこにいたる過程で、伊藤ら国立銀行論者は金券銀行論者の主張もとり入れ、紙幣兌換でなく正貨兌換となし、正貨準備率もアメリカ以上とする等の変更をした。その間の事情については、辛未（明治四年）一二月二日付井上馨・吉田清成から在米中の中島信行・吉田二郎にあてた手紙に詳しいので、次にそれを示しておこう。

先便を以て申進候通太政官札始末の儀「ゴーラード、バンク」の方法を採用するに利ある乎、「ナショナール、バンク」の方法を採用するに利ある乎之議論、春来未た一定に不相至之處、此節に至り漸々「ナショナール、バンク」の方法採用するに一決致候。乍去全く米國採用する方法に分厘相違無之には無之、少々御国人民開化の度に応じ異同有之申候。右は米國の方法を採候時は縱令は茲に百万弗の元金を備へ会社を開き候者有之時、其現金三分一以上を米國之公債証書にて大蔵省へ預け、其高九割之紙幣を請取、之を發行するに付其二割五分之正金を準備として人民より引換え之需めに応する者たり。米國の如き開化したる人民にありては証書引當て發行したる紙幣の二割五分準備正金有之時は安堵を生し、無差支様通用可致候得共、本朝之如き半開未開之人民且又未會聞の紙幣会社之儀故中々以て二割五分位之準備にては引換人多くして其需に難應方と存候間、増して六七割位に至らしめるの積に有之候。併し会社に取りては公債証書を引当たる上に六七割の準備を備ふる時は、稍々利益少くなるは当然の事故、右發行紙幣之準備を引除、其外の元金の有高に応し別に夫相応の紙幣發行相許、比今は拾万金あれは拾五万金或は拾六七万の高を相許、又は会社創立の年久に隨ひ其六七割の準備を減し四五割位に至らしむる様に致し候得は、会社に於て利益を得るに至り、人民も大に安心

三井組銀行設立・正金兌換証券発行の計画（山口）

して其發行紙幣を通用するに至らん乎と存候。粗右等の方法採用に議決致し候。併尚又商議の上右之決議に少々の出入は可有之候間、賢兄等の御見込有之候は、無御隔意御申越有之度候。右申進如此御座候也。

辛未十二月二日

吉田大蔵少輔
井上大蔵大輔

中島信行殿
吉田二郎殿

右の書簡で今一つ注意すべき点は、吉田清成がこの時すでに大蔵少輔に昇進していることである。吉田は前記したようくに明治三年英米から帰朝、四年二月大蔵省御用掛に任官した二六歳の新進官僚、それが同年末には早くも大蔵少輔に昇任している。大蔵少輔はかつて伊藤博文が占めていた要職である。試みに、これを渋沢栄一と比較してみると、渋沢は吉田より五歳年上の三一歳、明治二年一一月に民部省、ついで大蔵省に任官、三年八月大蔵少丞となり⁽¹⁰⁾、四年八月に大蔵大丞に昇進⁽¹¹⁾、五年三月には紙幣頭を兼ねているが、それでも大蔵省内の地位は少輔より下位にあつた。明治五年の「職員録」によつて当時の大蔵省の幹部をみると次のとおりである。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

○大蔵省

壬申三月廿日改

卿	従三位	大久保利通
大輔	従五位	井上 馨
少輔	従六位	吉田 清成
大丞	従五位	渡辺 清
正六位	渋沢 栄一	
	従五位兼紙幣頭	渋沢 栄一

正六位 岡本 義方 — 大丞 従五位 渡辺 清
従五位 岡本 義方

吉田清成のこうした急速の昇任とナショナル・バンク制度の採用とは全く無関係であったであろうか。少なくともな
お研究してみる必要があるようと思われる。

ちなみに、大阪から帰った伊藤は、条約改正問題に関連して欧米に使節団を派遣することを政府に建議⁽¹⁴⁾し、自らは工
部卿に就任、副使としてそれに加わることになった。⁽¹⁵⁾

- (1) 『世外井上公伝』第二卷二一八頁。
- (2) 『三井銀行八十年史』五八頁。
- (3) 『三井銀行一〇〇年のあゆみ』一三頁。『三井両替店』三九七頁。
- (4) 三野村清一郎『三野村利左衛門伝』八三頁。
- (5) 『伊藤博文伝』上、五四五頁。
- (6) 同上書、上、五四七、五七四、五八九頁。
- (7) 三井文庫所蔵史料 追一六二三五。
- (8) 『三井事業史』本篇第二卷六九頁。
- (9) 『明治財政史』第十三卷二八〇二九頁。この文は片仮名で記されているが、ここでは平仮名に統一した。
- (10) 『渋沢栄一伝記資料』第二卷四四〇頁。
- (11) 同上書、第三卷二二三頁。
- (12) 明治五年春、吉田清成は公債募集のため英國へ出張を命ぜられ、その留守中渋沢は大蔵省少輔の事務を取扱うことを命ぜ
られている。(『渋沢栄一伝記資料』第三卷三一〇頁)
- (13) 『渋沢栄一伝記資料』別巻第十写真四五頁。

(14) (15) 『伊藤博文伝』上、五九一～六〇八頁。

四

ところで政府は、正式に決定した三井組銀行設立・正貨兌換証券発行の件を四年一〇月にいたって中止したのであるから、三井組に対してもかなりの負目をもつことになった。ことに、その実現にいろいろと努力を払った渋沢としては至急対策を考慮しなければならなかつたかと思う。そこで大蔵省は、大蔵大丞渋沢栄一の主導のもとに、同じ一〇月から、三井組に兌換の事務を委託し、同組の名義をもつて新たに兌換証券を発行することにした。この紙幣は、一般には大蔵省兌換証券と称されたが、正式には正金兌換証券、俗に三井札または三井引換札と呼ばれた。額面は十円・五円・一円の三種、発行高六八〇万円に及んだ。當時大蔵省と三井組との間に締結された同証券発行規則によれば、その要点は次のとおりであった。^①

- (1) 正金兌換証券は大蔵省の命令によつて三井組の名義をもつて発行する。
- (2) 正金引換用の準備金として、証券一〇万円につき五万円を中途に証券の引渡しに応じて大蔵省から三井組に交付する。
- (3) 証券の発行場所は、東京・大阪（都合で横浜・神戸そのほかを追加することがある）の三井組の新貨為替店とする。
- (4) 証券の発行・引換等の費用は三井組が負担する。そのため発行高の二割は三井組から準備金を出さず、同組自己の融通運用にあてられる。

すなわち三井組は、この兌換証券を発行することによって準備金を出さずに発行高の二割を自分のために融通することができたのであって、かなり大きな特権が与えられたわけである。もちろん、この紙幣が発行されたについては、明治四年五月新貨条例が制定されたもののいまだ新貨幣の铸造十分でなく、贋貨の多い二分金が嫌われて通用円滑を欠き、正貨の不足が甚しかったこと、ならびに同年七月の廢藩置県以来行政費が増大した上に米価が下落し、税収減退したこと等の理由があげられるが、とくに三井組に証券発行を担当させ、特別の権益を付与したについては、さきの三井組銀行設立・正貨兌換証券発行の決定を中止したことに対する代償の意味があつたのではないかと思われる。

ついで、明治五年一月から開拓使兌換証券二五〇万円がやはり三井組の名義で発行された。これも開拓使の財源にあてるための発行であったが、やはり三井組との間に契約を結び、大蔵省兌換証券と同じように発行高の二割を三井組に交付することになつていいた。⁽³⁾ このことであつて、三井組の北海道進出はますます積極化し、明治六年（一八七三）には函館および札幌に支店を設けるまでになつた。⁽⁴⁾

- (1) 日本銀行調査局編『図録日本の貨幣』七巻、二五七頁。
- (2) 同上書、七巻、二五六頁。
- (3) 同上書、七巻、二六一頁。
- (4) 田中修『日本資本主義と北海道』二八九頁。